

## 独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館工芸館の 石川県への移転に係る協議の経過について

### 1. 移転作品等について

#### ①移転作品

石川県への移転後も、工芸振興のナショナルセンターとして、展示活動の充実を図るため、現工芸館が所蔵する美術工芸作品のうち約 1,900 点(美術工芸作品の約 70%) 以上を移転する。

移転する作品は、重要無形文化財保持者や日本芸術院会員が制作した作品(約 1,400 点)を始め、我が国の工芸の明治期から現在に至る歴史を語るうえで不可欠な作品とする。作品の移動時期は、移転施設の適正な保管環境が確認された後とする。

#### ②展示

工芸作品の展示に加え、我が国の工芸を様々な手法で鑑賞することができる魅力ある展示や企画についても検討する。

### 2. 管理運営体制について

#### ①名称

(正式名称)

石川県へ移転した施設の正式名称は、政府関係機関の地方移転の趣旨を明確にするため、「東京国立近代美術館工芸館」とする。

(通称)

通称については、国立で工芸を専門とする美術館の特徴を簡潔に表す「国立工芸館」とすることとし、今後は、通称を使用して広報活動等を行う。

#### ②組織

(体制の整備)

石川県に移転する工芸館には、我が国の工芸を国内外に発信するとともに、調査研究や教育普及事業を推進する拠点となるよう、東京国立近代美術館工芸課を配置し、現行の工芸課と同規模の学芸体制を維持する。

また、マネジメントを強化するため、事務・管理体制を新たに整備する。

(館長相当職等の配置)

移転施設の運営に関する意思決定を遅滞なく行うため、館長相当職として工芸館長(仮称)を置くこととする。さらに、対外的な発信力の強化等のために、非常勤の名誉館長を置く方向で検討する。

### **3. 移転開館に向けた気運の醸成等に資する連携事業の実施について**

開館に向け、石川県・金沢市と連携し、石川県立美術館を中心に現工芸館が所蔵する作品による展覧会等を引き続き実施する。さらに今後は、国内外に向けたPR活動を強化する。

### **4. 開館時期について**

開館時期については、移転施設の適正な展示環境が整うことを前提として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催前の開館を目指す。